

食品安全委員会第 212 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 10 月 25 日 (木) 14:00 ~ 14:43

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 農薬「アミスルプロム」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「チアジニル」に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品「高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

(2) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質 (平成 19 年度) について

(農林水産省からの報告)

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(平成 19 年 10 月)

(4) その他

4 . 出席者

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

農林水産省 藁田畜水産安全管理課課長補佐

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、大久保総務課長、西村勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5 . 配布資料

- 資料 1 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 1 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 1 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質
(平成 19 年度)の追加について
- 資料 3 - 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(平成 19 年 10 月)
- 資料 3 - 2 リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート
- 資料 4 5' - リボヌクレオチド二ナトリウム
- 資料 5 微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 212 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員の出席です。

また、農林水産省から藁田畜水産安全管理課課長補佐。厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 212 回会合議事次第にしたがいまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 8 点ございます。資料の一部については、資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 及び 1 - 2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 1 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 が「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成 19 年度)の追加について」。

資料 3 - 1 が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成 19 年 10 月)」。

資料 3 - 2 が「リスク評価結果に基づく施策の実施状況調査シート」。

資料 4 が「5' - リボヌクレオチド二ナトリウム」。

資料 5 が「微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「食品安全基本法 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬 2 品目及び遺伝子組換え食品 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見、情報の募集の手續が終了いたしております。

それでは、農薬「アミスルプロム」につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 1 - 1 に基づいて御説明いたします。

「アミスルプロム」は殺菌剤でございます。評価書の 3 ページの「審議の経緯」に記載されておりますように、2006 年 3 月 24 日農林水産省から厚生労働省へ登録申請に係る基準設定の依頼がありまして、これを受けまして、2006 年 4 月 3 日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会では、農薬専門調査会におきまして、3 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては、本年 9 月 20 日から 10 月 19 日まで国民からの御意見、情報の募集を行ったものでございます。

その結果につきましては、最後のページに記載がございましたように、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。

したがいまして、「アミスルプロム」につきましては、農薬専門調査会の審議結果でございます、一日摂取許容量を 0.1mg/Kg 体重/日と設定するという結果を関係機関の方へ通知したいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「アミスルプロム」の一日摂取許容量を 0.1mg/Kg 体重/日と設定することによろしいでしょうか。

続きまして、農薬「チアジニル」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 1 - 2 に基づいて御説明いたします。

「チアジニル」は殺菌剤でございます。評価書の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございましたように、2003 年 4 月 11 日に初回農薬登録がされております。その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005 年 11 月 29 日に残留農薬基準が告示をされてお

まして、いわゆる残留基準値が設定されているものでございます。

2007年3月5日に厚生労働大臣より残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

その後、本年の7月13日には、魚介類について農林水産省より厚生労働省へ基準設定の依頼があった関係で、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきましては、2回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては、本年9月20日から10月19日まで、国民からの御意見、情報の募集が行われたものでございます。

これにつきましても、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。したがって、チアジニルにつきまして、一日摂取許容量を0.04mg/Kg体重/日と設定するという農薬専門調査会の審議結果を関係機関の方へ通知したいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、チアジニルの一日摂取許容量を0.04mg/Kg体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、遺伝子組換え食品「高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料1 - 3に基づいて御説明いたします。

本掛け合わせトウモロコシにつきましては、高遊離リシン含有の形質が付与されました LY038 系統と、害虫抵抗性の形質が付与されました MON810 系統を従来の手法で掛け合わせた品種でございます。

評価書の方の1ページの「審議の経緯」に記載されておりますように、本品目につきましては、2007年3月30日、厚生労働大臣より「遺伝子組換え食品等の安全性確認に係る

食品健康影響評価について要請」があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、3回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、本年9月20日から10月19日まで国民からの御意見、情報の募集が行われたものでございます。

その結果につきましては、最後から2ページ目のところに記載がございますように、期間中に御意見、情報というものはございませんでした。

なお、その右側のページ評価書の変更点に記載がございますけれども、御意見の募集期間中に事務局の方で評価書の方を点検いたしまして、一部文言の修正をさせていただいております。ここに記載がされておりますように、「完全な状態で挿入されていることが確認された」というところを、「親系統であるLY038系統と同一な状態で挿入されていることが確認された」ということで、正確な表現に修正をしているということでございます。

もちろん、評価の内容については、影響を与えるものではございません。

したがって、この品目につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会の結論と同じになりますけれども、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」における と の掛け合わせであることから、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたという結果を関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、本件については「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（平成16年1月29日の食品安全委員会決定）」における と の掛け合わせであることから、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたということでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 19 年度）の追加について」でございます。農林水産省より報告がありますので、藁田畜水産安全管理課課長補佐よりお願いいたします。

○藁田畜水産安全管理課課長補佐 畜水産安全管理課の藁田でございます。よろしくお願い致します。

委員の皆様方のお手元の資料 2 に基づいて御説明申し上げます。

説明が大変遅くなりまして恐縮でございますが、10 月 3 日付けで当省より平成 19 年度の評価依頼物質としまして、4 月の時点で 26 成分について、既に評価の依頼を行っておりますが、それに加えて 1 成分、除草剤のグルホシネートを追加させていただきたいというものでございます。

今回、追加する理由といたしまして、本年 8 月に厚生労働省の方から今年度の評価依頼予定物質として 3 物質を既に追加要請しているかと思えます。その 3 物質のうちの 1 物質につきましては、このグルホシネートでございますが、これについては飼料中の残留基準を設定しており、併せて飼料についても 19 年度の評価依頼物質として追加させていただいたというものでございます。

配布資料の参考の表で、当省から評価を予定しています 60 成分につきまして、リストになっておりますが、右の欄の「食品健康影響評価計画」ということで「H19」という数字が並んでおりますが、19 番目「グルホシネート」については、「H19(追加)」というところで整理させていただいております。

報告は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願い致します。

よろしいですか。

○本間委員 余分なことですけれども、これは順番に何か順序立てとかお考えがあるんでしょうか。それとも書類が上がってきたから、その順序ですか。

○藁田畜水産安全管理課課長補佐 審議の効率化の観点もあって、厚生労働省と足並みをそろえて、なるべく同じようなタイミングで評価依頼をしたいと考えておりまして、厚生労働省の方から追加されたものでございますので、当省も併せて追加させていただきたいと考えております。

○見上委員長 よろしいですか。

○小泉委員 「グルホシネット」というのは、既に基準値が過去において何年か前に決まっているのでしょうか。というのは、医療現場でこれを誤って飲んで運ばれたということを知ったことがあるんですが。

○藁田畜水産安全管理課課長補佐 今、具体的に基準値は持っておりませんが、特に餌に関して、この「グルホシネット」で事件、事故があったということはありません。ただ、アメリカで除草剤として割と使われているもので、飼料中の残留も我々としてはウォッチしなければならないかなということで、基準値を設定しております。

○小泉委員 済みません。私、農薬と勘違いして基準があるのかなと思ったんです。飼料中の基準設定ですね。

○北條評価課長 一応諮問は来ておりまして、今、審議中ということです。

○見上委員長 よろしいですか。

藁田課長補佐 どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移させていただきます。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 19 年 10 月）」でございます。事務局から説明願います。

○西村勧告広報課長 それでは、資料 3 - 1 に基づきまして「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 19 年 10 月）」御報告いたします。

本件は食品安全委員会が行ったリスク評価が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するために、食品安全基本法の第 23 条第 1 項第 4 号に基づいてリスク評価の結果に基づく、リスク管理機関での施策の実施状況について調査を行ったものであります。

なお、本調査は食品安全委員会発足以来第 7 回目の調査となります。

今回の調査の対象は食品安全委員会がリスク評価を行った平成 18 年 10 月から今年 3 月までの半年の間に厚生労働省、農林水産省に対し、その結果の通知を行った評価品目 8 分野、72 品目でありますけれども、さらには前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目、5 分野 20 品目あります。これらについても調査を行ったものであります。

調査のやり方としましては、評価結果の通知を行った関係行政機関から対象の評価品目ごとにリスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート、お手元に 3 - 2 という分厚い資料があると思いますけれども、これがそのシートをまとめたものであります。

こういうシートによる報告を受けまして、行った調査であります。ちなみにこれは平成

19 年 9 月 30 日、先月末現在の状況であります。

それでは、早速ですが、施策の実施状況に入ります。

2 ページ目上に「化学物質系評価グループ」とありますけれども、ここではまず「1 添加物」。

「評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの」、「ネオテーム」につきましては、薬事・食品衛生審議会において現在審議中であります。

「使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたもの」、「次塩素酸水」につきましては、薬事・食品衛生審議会において審議中ではありますが、成分規格改正案の一部変更について、リスク評価の結果に影響を与えることがないか食品安全委員会の事務局長あてに最近意見照会がなされているということでもあります。

「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたもの」のうち、「イソブタナール」、「2-メチルブタノール」につきましては、添加物としての指定がなされ、着香の目的以外に使用してはならないとする使用基準、及び成分規格が設定されたところであります。

3 ページ、「ブタナール」につきましては、薬事・食品衛生審議会において現在審議中であります。

「人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられると評価された」、「食品添加物公定書の改正に伴う『食品添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生労働省訓令第 370 号）の改正」につきましては、食品衛生法第 11 条に基づき実施されたところであります。

また、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった「酢酸 α -トコフェロール（*d* 体及び *d*l 体に限る）」につきましては、添加物としての指定がなされて、使用基準及び成分規格が設定されたところであります。

次に「2 農薬」であります。

11 品目の農薬のリスク評価を行いました。その評価の結果、いずれも ADI が設定されております。

4 ページ「施策の概要」のところですが、アゾキシストロピン以下、8 品目につきましては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されました。

また、「クロルピリホス」については、残留基準設定に必要な資料の収集中であり、清涼飲料水に係る「クロルピリホス」及び「アゾキシストロピン」については、規格基準案を作成中であります。準備が整い次第、薬事・食品衛生審議会にて規格、基準に係る審議

を行う予定とされております。

次に「３ 動物用医薬品」であります。

これは 32 品目の評価を行っております。

「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの」、20 品目ありますけれども、その中には次の 5 ページの下の方「施策の概要」にありますように、「食品中の残留基準は設定しないこととされた」もの。「動物用医薬品としての製造販売承認がなされた」もの。さらには「動物用医薬品としての輸入が承認された」もの。

6 ページ、上のパラグラフの最後の行ですけれども、「再審査を行い、安全性が確認された」もの等があります。

「評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの」の 10 品目のうちですけれども、「ブラジクアンテル」及び「イベルメクチン」については、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定されました。

7 ページ、この外、動物用医薬品としての輸入が承認されたもの。再審査を行い安全性が確認されたもの。さらには薬事・食品衛生審議会において審議中のものもあります。

「安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を見直す必要はないと考えられると評価されたもの」、「セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセル注）」については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

なお、薬剤耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされております。

「残留基準の削除は食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められるとされたもの」、「アボパルシン」については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

また、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられなかったもの、9 品目の中には、薬剤耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされているもの。

また、農薬としての食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼しており、当該評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会にて審議予定とされているもの、8 ページです。

また、薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの等があります。

次に「４ 汚染物質・化学物質」であります。

「 評価の結果、耐容一日摂取許容量が設定されたもの」、「水道により供給される水の水質基準の設定（塩素酸）」については、評価結果に基づき厚生科学審議会において審議予定とされております。

「 評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの」、清涼飲料水に係る上記 9 品目については、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会にて規格基準に係る審議を行う予定とされております。

「 5 器具・容器包装」であります。

「乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレート of 追加）」につきましては、評価結果に基づき薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

また、前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」については、薬事・食品衛生審議会において審議され、規格基準の設定について答申を得たところであります。

次に「生物系評価グループ」に入ります。

「 1 微生物」です。前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかった小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品につきましては、食品添加物等の規格基準が改正され、摂食前に加熱工程が必要な冷凍パン生地食品については、E.coli が陰性であることを要しないとされました。

10 ページ、「新食品等評価グループ」です。

「 1 遺伝子組換え食品等」であります。

「 ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断したと評価されたもの」、「SPEZYME FREDTM（ α -アミラーゼ）」、「高リシントウモロコシ LY038 系統」については、安全性審査を経た旨の公表などがなされました。

「 安全性を確認したとされたもの」、「L-バリン」、「L-ロイシン」については、組換え DNFA 技術を応用した添加物に該当しないとみなすとされました。

「 評価対象ではないと判断されたもの」、「ジェランガム K3B646」については、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされました。

11 ページ、「 2 新開発食品」であります。

「特定保健用食品」については、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されました。3 品目のうち「明治満足カルシウム」については、申請者より申請取下げ願いが提出されたところであります。

「キリンブナハリ茸」及び「カルシウム強化スキム」については、特定保健用食品とし

て許可されたところであります。

前回の調査時点で具体的な管理施策が講じられていなかったもののうち、「燕龍茶レベルケア」及び「リポスルー」については、特定保健用食品として許可されました。

「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」、「ヒアロモイスチャーS」及び「リメイク コレステブロック粒」につきましては、薬事・食品衛生審議会において審議中となっております。

「ガイオ タガトース」、「プリトロール」及び「自然のちから サンバナバ」につきましては、有効性の審査等に係る資料の整理中の段階であります。

最後に「3 肥料・飼料等」であります。

「食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると評価されたもの」、「グルコン酸カルシウム」、「ニギ酸カリウム」、「ギ酸カルシウム」については、食品規格（残留基準）を設定しないとされ、飼料添加物としての指定、規格基準の設定に向け準備中であります。

「評価の必要はないとされたもの」、「アポパルシン」については、薬事・食品衛生審議会において審議中であります。

以上であります。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、委員会の行った食品健康影響評価の結果が、施策に適切に反映されているかを把握していくことは非常に重要なことであり、引き続き食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視するという委員会の役割の一環として、定期的に調査していくこととしたいと思います。

また、本日の報告の内容については、関係する専門調査会座長にも、事務局から伝えておいてください。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「その他」ですが、厚生労働省から説明事項と事務局から報告事項があると聞いておりますので、まず、最初に厚生労働省の國枝基準審査課長よりよろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 4 を御覧いただきたいと思います。

先週の食品安全委員会で御説明した組換え DNA 技術応用添加物である「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」につきましては、畑江委員よりこの名称に関して、物質としての特定についての御質問がございました。これにつきましては、お答えすることができませんでしたので、本日改めて追加の御説明をさせていただきたいと思います。

資料 4、表の資料で「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」は、昭和 35 年 9 月に添加物としての指定を受けているものでございまして、その定義及び含量については、そこに記載のとおりということになります。

上の囲みの部分が定義ということで、これを少し分かりやすく構造式も含めてお示したのが真ん中辺に置いてあるものでございます。定義に書いてございますように、混合物は実は 2 つありまして、そのどちらかということになります。最初の方に書いてあるものは、5'-イノシン酸二ナトリウムなど 4 つの物質についての混合物ということ。

あるいは 5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物、これが定義でございます。

含量規格を御覧いただきたいと思います。下の方の囲みの部分に記載のとおりでございまして、「本品を無水物換算したものは、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム 97.0 から 102.0% を含み、5'-リボヌクレオチド二ナトリウムの 95.0% 以上は、5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グアニル酸二ナトリウムである。（昭和 34 年厚生省告示 370 号）」ということでございます。

含量規格にございますように、5'-リボヌクレオチドは 4 つの構成成分がございしますが、このうちうまみ作用の強い 2 成分、すなわち 5'-イノシン酸二ナトリウム及び 5'-グアニル酸二ナトリウムで 95% 以上となっているものでございます。

裏のページを御覧いただきながら御説明したいと思います。

製法につきましては、添加物についての解説書というのがありますが、そこにも記載があるものですが、大きく分けて 3 つの製法が、この「5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」についてはございまして、1 つは、*Bacillus* 族の変異株などを培養して、ヌクレオチド 5'-イノシン酸、又は 5'-グアニル酸を直接生成させ、これを生成するもの、発酵法でございます。

2 番目としましては、*Bacillus* 族の変異株を培養して、ヌクレオシド類、イノシン及びグアノシンを直接生成しまして、これを化学的に 5'-ヌクレオチドに変換させるものということで、発酵と合成の組合せ法でございます。

ということで、培養した酵母から核酸、RNAですけれども、これを抽出しまして、これを核酸の分解酵素で酵素分解したものを濾過し、液体クロマトなどで生成するものということで、RNA 分解法ということになります。

この3つがございますが、今回はこのうちの発酵合成の組合せ法ということでございまして、グアノシンを生成する *Bacillus* 族のアミノリクエファシエンスの突然変異株に申請概要の1．に記載のような遺伝子組換えを行ったものでございまして、それ以外のものについては従来のものと変更はないものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

そういうことですが、畑江委員、よろしいですか。

○畑江委員 はい。

○見上委員長 外に何かございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 國枝基準審査課長、御丁寧にどうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、前回の委員会で決めたとおり、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議を行うことといたします。

それでは、次、事務局から報告願います。

○北條評価課長 それでは、2点ほど、1点は報告事項。もう一点はお諮りしたいことでございます。

まず1点目の御報告でございしますが、資料5を御覧いただきたいと思います。「微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について」でございします。本年の7月でございしますが、当時の合同専門調査会におきまして、カンピロバクターの食品健康影響評価を実施するということが決定をされております。それに伴いまして、合同専門調査会の下にワーキンググループを設置をして、このワーキンググループの中で具体的な評価を進めていくということが決められていたわけでございます。

一方で、専門調査会につきましては、本年の10月1日付けで改編が行われまして、従来の微生物・ウイルス合同専門調査会につきましては、2つの専門調査会を1つにまとめまして、微生物・ウイルス専門調査会として新しく発足したわけでございます。

これに伴いまして、委員の改選がございまして、一部委員の交代が行われているところでございます。

それに伴いまして、２枚目の紙の別記のところでございますけれども、ワーキンググループの先生方の一部に変更がございました。具体的には一番上の小坂委員でございますけれども、これまで食品衛生協会の丸山先生が入られておられましたけれども、今回、改選に伴いまして、丸山先生がお辞めになりまして、新たに小坂先生が委員になったということで、小坂先生をこのワーキンググループに追加をするという改正が行われております。

こういったワーキンググループのメンバーで、これからカンピロバクターの評価を進めていくということになったという御報告でございます。これが１点目でございます。

２点目でございますけれども、「エトキサゾール」という殺虫剤の件でございます。これにつきましては、御説明用の資料は用意をしておりますが、先ほど説明がございました資料３－１の７ページの下から４行目のところにエトキサゾールの施策の実施状況についての説明がございましたけれども、ここに記載がございますように、エトキサゾールは殺菌剤であり、もともと平成１０年に新規の農薬として登録をされております。

その後、食品安全委員会が設置されました以降でございますけれども、この７ページに記載がございますように、動物用医薬品として一度食品安全委員会で食品健康影響評価が行われた実績がございます。

その後エトキサゾールは農薬としても用いられますので、現在、暫定基準の設定に係る食品健康影響評価の依頼が、農薬としての評価の依頼でございますけれども、別途まいつているところでございます。

農薬の審議に当たりまして、新たに毒性試験の成績などが追加で今回提出されたと。これは具体的に申し上げますと、亜急性毒性の試験の成績、植物代謝、残留試験の成績ですが、これらの新しい試験成績が追加をされているということが分かりました。

したがいまして、一度動物用医薬品専門調査会の方で御審議をいただいておりますが、農薬専門調査会と併せまして、動物用医薬品専門調査会におきまして、再度御審議をいただく必要があるであろうと事務局の方では判断をしているところでございます。

今後でございますけれども、もし、それでよろしければ、本日の委員会におきまして、動物用医薬品専門調査会へも審議の付託を決めていただき、農薬専門調査会との審議に合わせまして、動物用医薬品専門調査会におきまして、新たに提出された資料を含めて再度御審議をお願いをしたいと考えているところでございます。

この点につきまして、委員会の方で御審議をお願いしたいと思います。

○見上委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろ

しくお願いいたします。

動物用医薬品専門調査会で審議するということと、新たなデータが出てきたので、もう一回やるということです。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、「エトキサゾール」につきましては、動物用医薬品専門調査会においても、調査審議を行うことといたします。

外に議事はございませんでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 212 回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、11 月 1 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 26 日金曜日 10 時から添加物専門調査会が公開で開催。

同じく 26 日金曜日、14 時から農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催。

来週 29 日月曜日 14 時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催。

30 日火曜日 10 時から、緊急時対応専門調査会が公開で開催。

31 日水曜日 14 時から、肥料・飼料等専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。